

医療・福祉問題研究会会報

NO.143
2019.4.5

医療・福祉問題研究会例会 第135回研究例会

日時： 2019年5月11日(土) 午後3時～5時

テーマ： 「避難所・仮設住宅の暮らしはこのままでよいのか」

報告者： 田中純一さん(北陸学院大学社会学科教授)

会場： 松ヶ枝福祉館 1階 生きがい活動室

※ 午後1時から同会場で運営委員会を行います。

避難所で焼き物を食べることはNGでしょうか。笑い声が絶えない避難所っておかしいでしょうか。災害が発生した後の「一時的」避難先であり、「必要最低限」を前提とする施設であることから、運営する側も避難する側も「我慢しなくてはならない場所」というイメージを共有化しています。その結果、「食う」「寝る」「出す」といった基本的なことにさえ我慢が求められ、仮に避難所で健康を害したとしても「仕方がない」とされてしまいます。

ひとたび大きな災害が発生すれば、私たちは普段の暮らしから切断されます。しかし平時と非常時は断絶し別物というわけではなく、連続しています。それゆえ、避難所は平時に隠れていた、地域の暮らしの見えにくい面や見たくない面が一気に露骨なまでに表出する場でもあります。平時と非常時を切り離して捉えるのではなく、健康を害しても「仕方がない場所」から「健康でいる場所」「希望を捨てない場所」へと前進させる必要があります。

今回の例会では、国内、海外の被災地の事例を報告させていただきながら、参加者の皆さんとともに、避難所や仮設住宅のあり方について考えたいと思います。参加費無料、申込も不要です。多数のご参加をお待ちしています。

「人類の希望の地 南アフリカ——ネルソン・マンデラと非暴力・人権・虹の国」

村上慎司（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系／人間社会学域
地域創造学類福祉マネジメントコース 社会保障論研究室 講師）

本稿は、2019年3月2日に開催された第134回例会「人類の希望の地 南アフリカ——ネルソン・マンデラと非暴力・人権・虹の国」について報告する。今回の報告者である井上英夫さん（金沢大学名誉教授・佛教大学客員教授）は、人種差別・人権剥奪制度であるアパルトヘイトを廃絶させたネルソン・マンデラに会うことを長年にわたって希望していた。だが、その願いは叶わず、マンデラは2013年12月に95歳で逝去した。今回の井上さんの報告の元になった2018年11月の旅では、南アフリカ共和国のケープタウンに行き、そこから約12キロメートルに位置するロッペン島、アフリカ大陸最南西の喜望峰、東部の都市ダーバン、最大都市ヨハネスブルクを歴訪したという。

報告の冒頭では「たたかい（struggle）は、私の人生。自由のために生命尽きるまでたたかい続ける」というマンデラの言葉が紹介された。マンデラは生涯を賭してアパルトヘイト撤廃のために闘争した。流血を伴わない非暴力的主義を貫き、報復の悪循環を断ち切り、全人種・全民族の融和による「虹の国」づくりを目指すマンデラ思想とはいかにものか。このことを考えることが今回の旅行の意義であり、実際に南アフリカの空気を吸い、現場の実態に見て、マンデラと同じ光景を共有する重要性を述べられた。報告時のスクリーンに映し出された現在の南アフリカのリアルを切り取った数々の写真は、色鮮やかで活気のあるものから貧困や砂漠化の深刻さを伝えるものまであり、参加者に対して旅の追体験をもたらしていたといえよう。

今回の旅のプロローグとして、2017年7月の国連高齢者人権条約制定のための作業部会に、日本の国連NGO高齢期運動サポートセンターの代表団団長として井上さんが参加された時、国連本部の一角に、生誕100年を記念したマンデラコーナーが設置されていたことが述べられた。

高齢化に関して、日本と南アフリカは対照的である。日本の高齢化率は2017年のデータで1位であるのに対して南アフリカのそれは110位であり、南アフリカの平均寿命が短いことを示唆している。報告でも触れられていたが、治安は近年になって改善しつつあるものの、白人への攻撃が激化している側面もあり、そして、貧困・格差問題に由来する不健康が南アフリカの人々の長寿を妨げていると思われる。さらに晩年にマンデラが取り組んだHIV・エイズ対策もさらなる改善が求められている。

だが、ハンセン病への取り組みに関して、南アフリカから日本は学ぶべき点もある。マンデラが長期間に渡って収監されたロッペン島、そして、ダーバンにはハンセン病療養所があった。そこでのトイレ環境は衛生的であり、墓銘には患者の本名が刻まれている、人権と尊厳に配慮されている。



世界史に鑑みると、喜望峰は、ヨーロッパの希望である反面でアフリカの絶望であった。南アフリカは多くの課題に直面しているが、マンデラと彼を支えた南アフリカの人々の偉大さは、今の時代に見出すことが困難となった希望の在り処を示すものとなりうるだろう。

マンデラの自伝『自由への長い道』の結末部には、次の言葉が書かれている。「自由になるということは、自分の鎖をはずすだけでなく、他者の自由を尊重し、支えるような生きかたをすることである」。このことは端的に人権保障と関わる。報告の最後は、これに関連したマンデラのもう一つの言葉で締め括られたが、本稿もそれに倣うとしよう。「貧困の克服は、慈善や恩恵の問題ではない。正義の活動である。尊厳と人間にふさわしい十分な生活(decent life)への権利すなわち基本的人権の保障である」。

イベント案内

きょうされん映画「夜明け前」上映会のご案内

きょうされん石川支部事務局員 道見 藤治

日本の精神医学・医療の祖といわれる呉秀三の業績を伝えるドキュメンタリー映画です。

今から100年前の1918年に呉らは、当時の日本各地で行われていた私宅監置(座敷牢)の実情を調査し、精神に障害のある人の窮状が明らかになりました。

呉らはまとめた報告書の中で、「我邦十何万の精神病者は実に此病を受けたるの不幸の外に、此邦に生まれたるの不幸を重ねるものと云うべし」という有名な言葉を記して、精神に障害のある人の置かれた状況改善を国や社会に強く訴えました。

しかし現在に至っても、精神医療は先進諸国や他科に比べ著しい格差があり、精神障害は誤解や偏見、差別の対象となり、本人と家族は苦しみと犠牲を強いられています。実際に2017年と2018年に関西で、相次いで現代版座敷牢とも言うべく、家族による監禁事件が発覚しました。家族に問題を押し付けられていることの現れだと思えます。現在の大きな問題として、入院の長期化解消と地域生活の定着、あるいはクスリ依存でない治療法のことなどが挙げられます。

この映画開催の意義として、広く、来場者を招き入れ、精神障害における保健、医療、福祉の問題を改善する契機と捉えて、遅れている精神科医療、精神障害の問題を社会に訴えてみたいと思えます。単にきょうされん映画ではなく、石川県、全県下挙げての、一致団結して、精神障害の改革を目指す活動と位置付けることにこの事業の意義を見出しています。そのため今回の活動にはきょうされん石川支部以外の有識者を巻き込み、上映実行委員会を形成して、意見を求めながら、上映活動を進めてきました。

私たちはこの映画を通じて、今もって遅れている精神保健医療福祉の惨状を一般市民に広く知っていただき、この機会が精神保健医療福祉改善の正に夜明けとなりますよう強く願っております。その思いを胸に数多くの各団体のご賛同を得て、上映会を企画しましたので是非お越し下さい。要項は下記の通りです。

記

- ・日 時：5月25日(土) 14:20~16:40 開場13:50~
- ・会 場：石川県女性センター、ホール(金沢市三社町1-44)
- ・入場料：500円、障害のある人および高校生以下は半額
- ・チケット購入およびお問い合わせ先は道見の下記のメールアドレスまで



会員レポート

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」第16回 傍聴報告

大田健志

2019年3月7日(木)、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第16回裁判が行われ、約40名が傍聴しました。今回、裁判自体は次々回期日の調整だけで終了しました。詳細や流れについて裁判後集会にて松本弁護士、徳田弁護士より説明がありました。今回は、大阪大学の高田篤教授作成の意見書を基に、憲法25条と生活保護法8条(基準及び程度の原則)1項及び2項との関係、これをどう解釈すべきかを示して生活保護基準引き下げが違憲であると主張したとのことです。前回示した白井康彦氏の意見書に対する被告側の反論は、これまで同様の首長の繰り返しであり、再反論は予定していないとのことでした。次回は、上藤意見書に対する被告反論への再反論を予定。全国の流れについては、名古屋で集中的に動きが出ており、その流れをみている状況との報告がなされました。

また、井上英夫さんからは、まず憲法25条2項の後退禁止原則をさらに迫力をもって訴えることが大切だと指摘。また、物価偽装等について最近実施した記者会見等について報告がありました。その中でも、生活保護基準がどれだけ他の指標等に影響するのか、みんなの問題であることを強調するとともに、生活保護相当CPIについては、統計学会理事長でもある上藤氏も再三不適切な指標だと指摘していることを改めて強調しました。最後に、そもそもとして生活保護受給者が家電製品等をもってはいけぬのか? 劣等処遇に対する根本的な意識変容が最も重要であると述べられました。次回の期日は6月10日(月)です。全国の動向にも注視しつつ、傍聴の輪を広げ生活保護基準引き下げの問題点を広めていきましょう。

会員レポート

「年金引き下げ違憲訴訟」第10回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

2019年1月25日、「年金引き下げ違憲訴訟」第10回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、約70人が傍聴しました。

まず、弁護団から、龍谷大学の田中明彦教授の意見書について要約陳述されました。1973年の物価スライド制、1989年の完全自動物価スライド制、1996年度物価スライド特例法、2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法の立法趣旨について述べ、完全物価スライド制は立法事実として物価下落を想定していなかったと指摘されました。

ついで、金沢市のYさん(67歳、男性)が陳述されました。高校を卒業してから2017年7月まで医療・介護の現場で働き、国民年金33ヶ月、厚生年金522ヶ月、合わせて46年3ヶ月年金保険料を支払いました。老後は年金で少しゆっくりし、趣味や旅行、ボランティアなどの社会参加もして、生きがいある日々を送れると思っていましたが、年金支給開始前にとどいた支給予定額通知をみてびっくり、想定外の低い年金額でした。

1985年からの年金制度の改悪がなければ、私の年金は月約21万円でしたが、今の年金は月160,200円です。そこから、国民健康保険料21,063円と介護保険料8,200円を差し引くと、手取りは130,937円です。緑内障で継続的に眼科受診し、歯科にも通い、医療費もかかります。やむをえず、アルバイトをしています。妻は身体障害2級で、月額65,000円の障害基礎年金を受給しています。30年前に建てた我が家はガタガタになっていて修繕・リフォームする必要がありますが、預貯金もないのでできません。家が住めなくなったら、古くて安い公営住宅に入ろうと二人で話し合っています。

最後に、すべての高齢者が老後を安心して暮らせるためには、際限のない年金削減は中止し、基礎年金制度は立法趣旨を生かして抜本的に改善することが必要です。裁判長、若者も高齢者も不安のどん底に陥れる年金削減は明らかに憲法13条や25条に反するという判決をぜひ下してください、と述べられました。

私は、裁判を傍聴して、住宅の修繕費用がかかり、愛着ある我が家に住めなくなるという現実について考えさせられました。次回は、5月17日（金）13時10分から行われます。多くの方々の傍聴をお願いします。

<今後の裁判についてのご案内>

- 「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第17回口頭弁論

6月10日（月）13時30分から

- 「年金引き下げ違憲訴訟」

第11回口頭弁論

5月17日（金）13時10分から

ご都合のつく方は、金沢地方裁判所にぜひ裁判傍聴にお越しください。
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

2019年度医療・福祉問題研究会総会予告

日 時： 8月18日（日）午後

会 場： 調整中

テーマ： 子どもの口腔崩壊（仮）

報告者： 平田米里さん、大田健志さん

※ 次号会報にて詳細ご案内いたします。